

和歌山市移住者空き家改修等補助金交付事業

県外からの移住者が空き家バンクに登録している市内の空き家を購入し、その家に定住する場合、改修費等の一部を補助します。

目的

- 市内の空き家の有効活用
- 市内への移住定住促進

1 対象者

県外からの移住者で、空き家バンクを利用して登録空き家の所有権を取得した者（次の条件を満たす必要あり）

- ①市税を滞納していないこと。
- ②暴力団関係者等でないこと。
- ③10年以上購入物件に定住する意思をもっていること。
- ④空き家の売主の3親等以内の親族でないこと。

対象の移住者とは？

①取得時、県外に住んでいる場合

現に和歌山県外に居住しており、申請日以前3年間和歌山市に居住したことがない者

②取得時、既に和歌山市に移住してきている場合

転入日から2年以内にこの補助を申請をした者で、本市に転入する以前は和歌山県外に居住し、転入日以前3年間和歌山市に居住したことがないもの

2 補助対象事業

取得から1年以内に事業者に行わせる居住部分に係る空き家改修工事（リフォーム工事を含む。）及び家財道具等処分

※取得後、改修工事等完了まで入居しないこと。またDIYによる改修は対象外

3 補助金額

補助対象事業に係る経費の3分の2

上限 50万円（改修工事費用と家財道具等処分費用を合わせて）

※改修工事費用に係る上限 50万円 家財道具等処分費用に係る上限 10万円

4 交付条件

- ① 10年を経過するまでに補助対象事業に係る住宅を取り壊し、又は売却し、若しくは賃貸した場合、やむを得ない事由がある場合を除き、補助金の一部又は全部を返還すること。
- ② 10年を経過するまでに補助対象事業に係る住宅から転居することとなった場合、やむを得ない事由がある場合を除き、補助金の一部又は全部を返還すること。
- ③ 補助対象事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、5年間保管すること。

5 申請に必要な書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 売買契約書の写し等所有権を取得したことを確認できる書類
- (5) 市税の完納証明書（本市において課税されている場合に限る。）
- (6) 誓約書兼同意書
- (7) 土地、建物の登記事項証明書
- (8) 見積書
- (9) 住民票の写し、戸籍の附票等（移住者の要件を満たしていることを確認できる書類）
- (10) 本籍地を確認できる書類

改修工事の場合

- (11) 改修工事前の住宅に係る間取り平面図
- (12) 改修工事の設計図
- (13) 住宅の外観及び施工予定箇所が分かる写真

家財道具等処分の場合

- (14) 家財道具等処分前の写真
- (15) 前所有者から家財道具等処分に関する依頼等があったことを確認できる書面

6 事業完了後に必要な書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 転居後の住民票の写し
- (4) 交付請求書
- (5) 口座振替申出書及び通帳のコピーなど振込口座の口座番号等が確認できるもの

改修工事の場合

- (6) 契約書及び領収書の写し
- (7) 施工実施箇所及び施工の内容の分かる図面及び書類
- (8) 改修工事後の写真

家財道具等処分の場合

- (9) 明細書及び領収書の写し
- (10) 作業中及び作業後の写真